

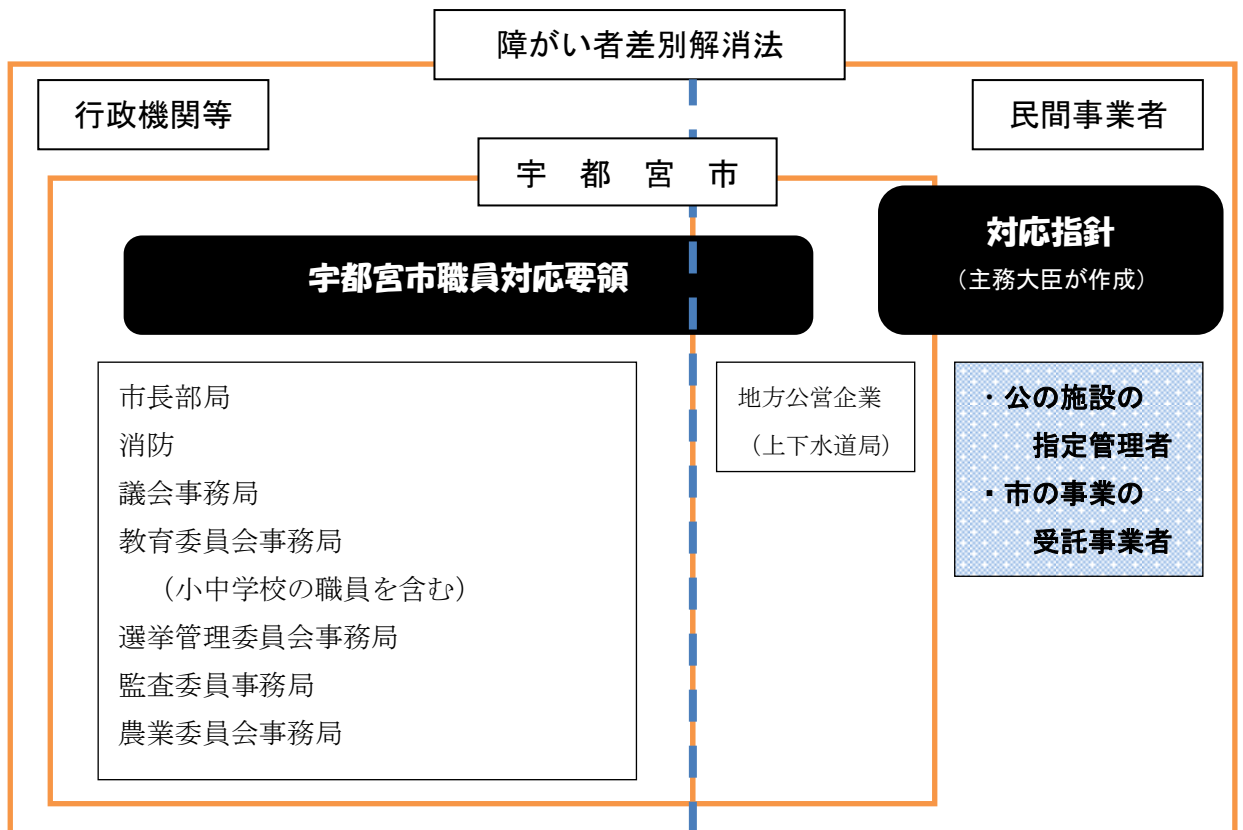
障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領について

1 策定の目的

- 本市においては、平成12年に「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」を制定し、公共的施設のバリアフリー化や心のバリアフリー運動の推進を図ることなどにより、障がい者に対する社会的障壁の除去や合理的配慮の提供に資する施策に取り組んできたところである。
- 「障害者差別解消法」第10条において、市などの地方公共団体については、その事務・事業の公共性から、障がい者に対する差別の解消を率先して推進する主体となるよう、「対応要領」の策定が努力義務となっている。
- 本市においては、職員一人ひとりが法の趣旨を正しく理解し、庁内全体での確に対応できるよう、障がい特性に応じた配慮の事例などを分かりやすく示す対応要領を策定する。

2 対応要領の対象範囲

障がい者に対する差別解消に向け、本市全体として統一的な考え方のもとに取組を推進するため、全任命権者の職員を対象とする。



3 策定経過

- | | |
|----------|--|
| 平成27年11月 | 国の各省庁における職員対応要領の公表
合理的配慮の具体例等に関する情報収集
(県のアンケート調査結果、内閣府の合理的配慮事例集など) |
| 12月 | 栃木県職員対応要領の公表 |
| 平成28年1月 | 市の職員対応要領の検討 |

3 対応要領（骨子）案

項目	内容
法律の概要	・法整備の背景，差別の定義，法の対象範囲，市の役割
対応要領の策定の目的と位置づけ	・職員が行動規範として遵守していくよう，市長が全職員に周知
障がいを理由とする不当な差別的取扱いについて	・基本的な考え方と具体例 ※別紙参照
合理的配慮の提供について	
監督者の責務，職務上の義務等	・監督者は職員に対し，差別解消の注意喚起等を行い，適切に対応するとともに，苦情等に対し迅速に状況確認を行う
研修，啓発	・職員に研修を行うとともに，マニュアル等により意識の啓発を図る
相談窓口の設置	・市障がい福祉課に相談窓口を設置 ・相談は障がい特性に配慮し多様な手段で応じる
対応要領の見直しについて	・技術の進展や社会情勢の変化等に応じ，対応要領は適宜充実を図る
参考資料	・障がいの種別や特性，支援のポイントについて ・障がいに関する各種マニュアルについて

4 今後のスケジュール

- 2月 宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会にて審議
職員対応要領の公表
- 3月 監督者向け研修の実施
- 4月 新規採用職員向け研修の実施